

# 事業者のみなさんへ

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました

## 2020年4月1日から「原則屋内禁煙」です



原則屋内禁煙

多数の利用者がいる事務所、工場、ホテル・旅館などすべての施設において、原則屋内禁煙となります。

※屋内では、所定の要件に適合する各種喫煙室（専用室、可能室、加熱式たばこ専用室、目的室）のみで喫煙が可能です。

### 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準

1. 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
2. たばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
3. たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

## 喫煙室設置・運用には様々なルールの遵守が必要になります

### 喫煙室の標識掲示



施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

### 20歳未満は立入禁止



20歳未満の方は、たとえ従業員であっても、喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

### 従業員への受動喫煙対策



従業員への受動喫煙対策も講じる必要があります。

### 違反時の罰則等の適用



義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

上記の他にも省令に定める基準を満たす必要があります。また、事業者のみなさんには受動喫煙対策を行う際の財政・税制上の制度が整備されています。詳細は下記ホームページでご確認いただくか、県庁健康増進課または最寄りの保健福祉事務所健康づくり支援課または長野市保健所へお問い合わせください。

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

## 長野県健康福祉部健康増進課 電話 026-235-7116

佐久保健福祉事務所健康づくり支援課（佐久地域） ☎0267-63-3163  
上田保健福祉事務所健康づくり支援課（上田地域） ☎0268-25-7154  
諏訪保健福祉事務所健康づくり支援課（諏訪地域） ☎0266-57-2926  
伊那保健福祉事務所健康づくり支援課（上伊那地域） ☎0265-76-6836  
飯田保健福祉事務所健康づくり支援課（下伊那地域） ☎0265-53-0443  
木曾保健福祉事務所健康づくり支援課（木曾地域） ☎0264-25-2233

松本保健福祉事務所健康づくり支援課（松本地域） ☎0263-40-1938  
大町保健福祉事務所健康づくり支援課（大北地域） ☎0261-23-6529  
長野保健福祉事務所健康づくり支援課（長野地域） ☎026-225-9045  
北信保健福祉事務所健康づくり支援課（北信地域） ☎0269-62-6311  
長野市保健所健康課（長野市） ☎026-226-9961